

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果 (令和5年度)

令和5年11月
総務省行政評価局

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

- 総務省は、各府省が行った令和6年度税制改正要望に係る政策評価36件の内容を点検

※ 36件の内訳は、内閣府5件、金融庁2件、総務省1件、厚生労働省4件、農林水産省3件、経済産業省14件、国土交通省7件

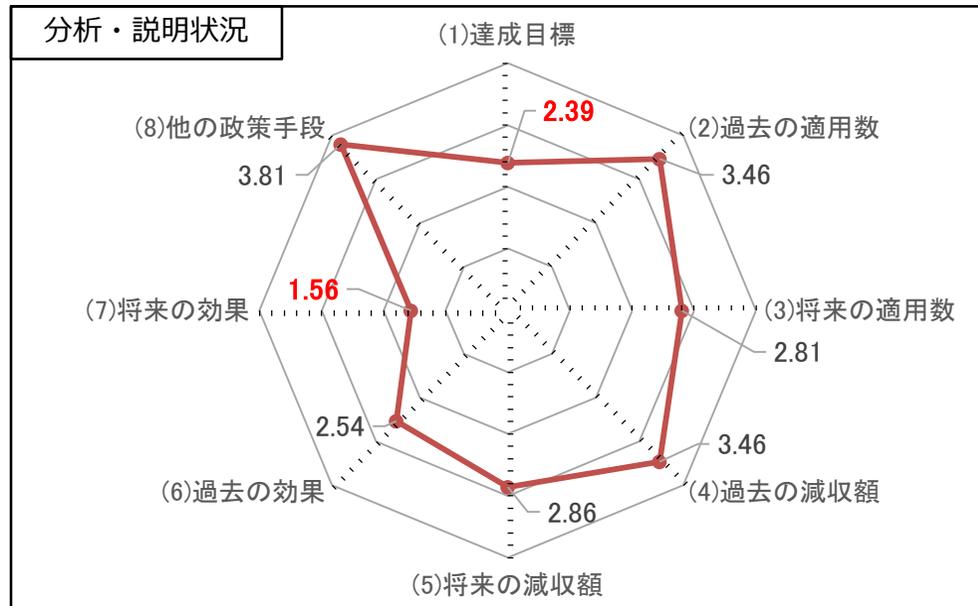
- 政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、以下の観点について評価書で十分な分析・説明等がなされているかを中心に点検を実施

- ✓ 達成目標 : 当該措置により達成しようとする目標が具体的に設定されているか
- ✓ 過去・将来の適用数 : 当該措置の適用数の実績及び見込みが具体的に把握・予測されているか
- ✓ 過去・将来の減収額 : 当該措置による当該措置の導入による税収への影響を把握しているか
- ✓ 過去・将来の効果 : あらかじめ設定した達成目標の実現状況（効果）が具体的に把握・予測されているか
- ✓ 他の政策手段 : 当該措置によるべき理由が他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにされているか

※ 点検は各行政機関が実施した評価について行うものであり、租税特別措置等の要否そのものは判断しない。

- その結果、「達成目標」や「将来の効果」を中心に、分析・説明の程度が不十分なものが一定数みられる状況

これら点検結果について税制当局を始めとする関係府省に通知



※ 点検の観点ごとにA～Eの5段階で評定を付与し、これらの評定を4～0に点数化して平均点を算出したもの

- 実現すべき達成目標が具体的に設定されておらず、当該措置が政策目的の実現にどのように役に立つのか（措置の必要性）が明らかにされていない。

《経産09》中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受けM&Aを実施した際、M&A実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度

政策目的

後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のためのM&Aを進めることにより、**良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現**するため、中小企業によるM&Aを支援する。

達成目標

後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のためのM&Aを進めることにより、**良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現**する。

政策目的と達成目標がほぼ同一で具体化されていない

効果（達成目標の実現状況）

中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時（令和3年）から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要

達成目標の実現状況について説明がない

点検結果の概要

達成目標が具体化されていないため政策目的の実現状況を予測することができず、措置の必要性が明らかにされていない。

※ 評価を適切に行うためには達成目標を定量的に設定し、事後的に検証可能なものとする必要がある

- 達成すべき目標や効果が具体的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。

《経産06》環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（法人税、法人住民税、法人事業税） （カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）

措置の内容：産業競争力強化法の新たな計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ商品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置

政策目的

大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、**脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。**

達成目標

大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、**民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。**

達成すべき時期や水準が定量的に示されていない

適用数、減収額の推移

年度	適用数	減収額（法人税）
令和3	6件	約87百万円
令和4	集計中	集計中
令和5	調整中のため、具体的な数字を定めることが困難	調整中のため、具体的な数字を定めることが困難
令和6		
令和7		
令和8		

将来の適用数等が予測されていない

効果（達成目標の実現状況）

2021年度（令和3年度）温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。

達成目標の実現状況について説明がない

点検結果の概要

達成目標を達成すべき時期や水準が定量的に示されていないほか、将来の適用数等や効果（達成目標の実現状況）も予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

- 達成目標は定量的に設定されているものの、将来の効果が定量的に予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現にどのように寄与するのか明らかにされていない。

《内閣02》 国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長 (法人税、法人住民税、法人事業税)

措置の内容：国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置

達成目標

(関西圏の目標)

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

(京都府)

スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数 (累計)

実績：H27～R1年度：83件

目標：R5～R8年度：133件

※ 国家戦略特区ごとにそれぞれ達成目標を設定

効果 (達成目標の実現状況)

年度	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数
平成27～令和1 (累計)	83件
令和2	0件
令和3	0件
令和4	0件
令和5	製品化された場合 1以上の効果
令和6	
令和7	

※ 令和8年度の効果については評価書に記載されていない。

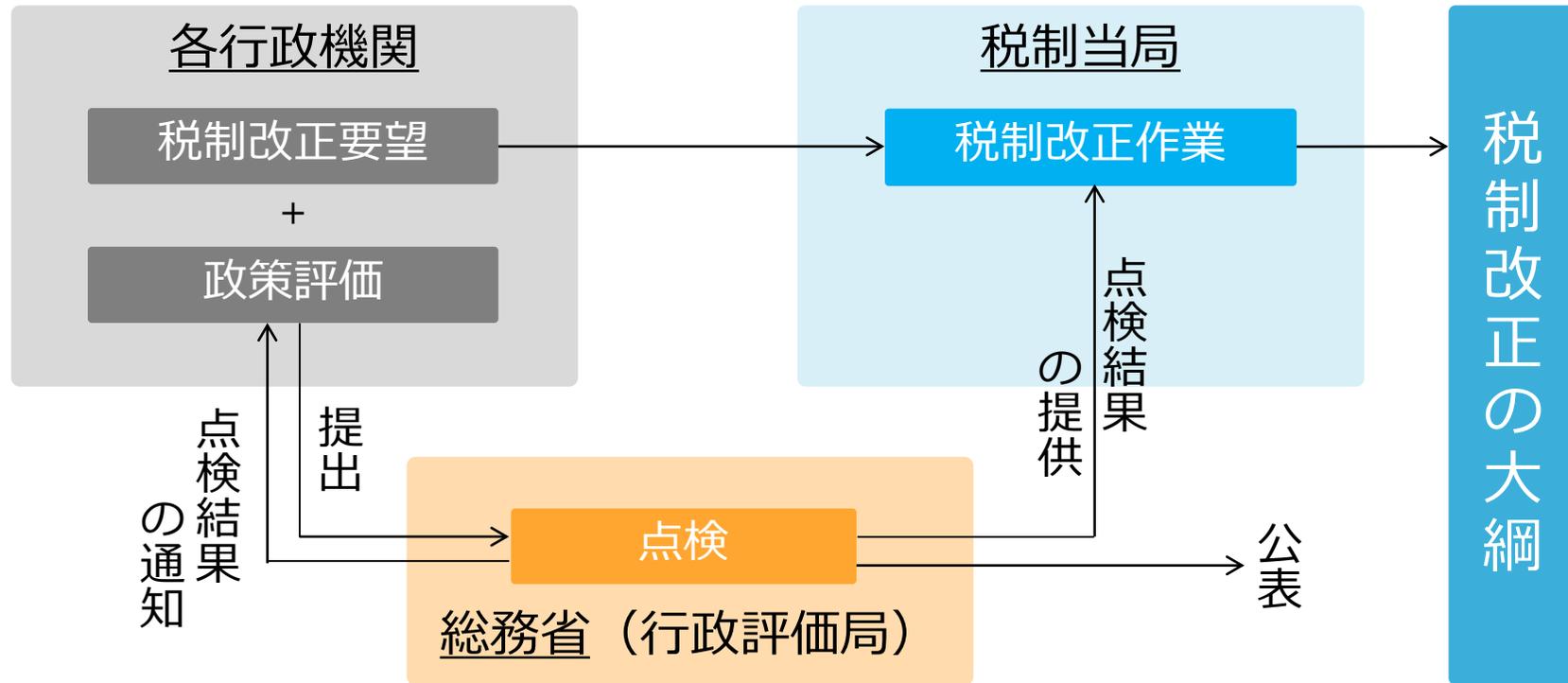
達成目標 (スタートアップ企業設立数) に対する説明となっていない

点検結果の概要

将来の効果について定量的に予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現にどのように寄与するのか明らかにされていない。

【参考】租税特別措置等の評価と点検の流れ

租税特別措置等に係る政策評価は、政府による国民への説明責任を果たすとともに、政策の改善に資するために、平成22年度税制改正から導入されたもの



(参考) 租税特別措置等に係る事前評価の対象

[義務] 法人税（国税）、法人住民税・法人事業税（地方税）関係の措置

[努力義務] 上記以外の税目関係の措置

※ 評価は、税負担を軽減・繰延べする租税特別措置等が義務付けの対象。税負担を加重するものは努力義務の対象

※ 義務付けの対象は政策評価法及び同法施行令により、努力義務の対象は「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）により規定

※ 総務省は、各行政機関に評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税、法人事業税関係の措置に係る事前評価を重点的に点検